

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 1 日

各都府県建設業協会

事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

(QA・録画公開) 自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における
取扱いに関する説明会 (情報提供)

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先日情報提供させていただきました、(20260309事務連絡)「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いに関する説明会の開催について(情報提供)」につきまして、説明会当日のアーカイブ動画、説明会に係る各種資料、及びQ&Aが公開されましたので、共有させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へ情報提供賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1_会議資料① (貨物自動車運送事業法の改正について)

別添 2_会議資料② (令和 8 年 2 月 10 日付事務連絡「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」解説)

別添 3_Q&A

参考資料_国交省事務連絡「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」

【説明会アーカイブ動画URL】

<https://www.youtube.com/watch?v=E-wyy8bcJ4g>

【お問い合わせ窓口】

本件、貨物自動車運用事業法に関連するお尋ねは、以下より主たる事務所を管轄する地方運輸局等をお願いいたします。

<北海道>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743

<青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>

東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531

<茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>

関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248

<新潟、長野、富山、石川>

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154

<福井、岐阜、静岡、愛知、三重>

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

<滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>

近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447

<鳥取、島根、岡山、広島、山口>

中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438

<徳島、香川、愛媛、高知>

四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773

<福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>

九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528

<沖縄>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp